

日高市健幸のまちづくりパートナー制度実施要綱

(令和5年5月19日 市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が健幸（健康で、生き生きと、幸せに暮らすことをいう。以下同じ。）を実感できるまちを実現するため、「健幸のまち」宣言（令和3年11月13日制定）の趣旨に沿った取組を行う市内の団体等を健幸のまちづくりパートナー（以下「パートナー」という。）として登録する日高市健幸のまちづくりパートナー制度について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 パートナーとして登録する対象は、次のとおりとする。

- (1) 市内で活動する団体
- (2) 市内に所在する店舗又は事業所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(登録)

第3条 市長は、前条各号に掲げるもののうち、「健幸のまち」宣言の趣旨に賛同し、所属する会員、従業員等の健康づくりのほか、次の各号のいずれかの取組を行うものをパートナーとして登録する。

- (1) 健康づくりの輪を広げること。
- (2) 市の健幸関連事業に参加し、又は協力すること。
- (3) 「健幸のまち」宣言の趣旨普及啓発情報を発信すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「健幸のまち」宣言の趣旨に沿った活動を行うこと。

2 市長は、前項の規定による登録を行ったときは、登録を受けたもの（以下「登録者」という。）に登録証を交付するとともに、市ホームページ等で広く周知するものとする。

3 第1項の規定による登録の有効期限は、登録の日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(登録の更新)

第4条 市長は、登録者に対し、前条第3項の有効期限（次項の規定により準用する場合を含む。）の1か月前までに登録の更新について通知するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録の取下げ)

第5条 登録者は、第3条第1項に規定する取組を継続できなくなった等の事由により、登録の取下げをしたいときは、その旨を市長に申し出るものとする。

2 前項の規定により登録の取下げを申し出た登録者は、速やかに登録証を返納するものとする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録者が今後の活動が不可能になったとき、又はパートナーとしてふさわしくないと認められるときは、登録を取り消すことができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月19日から施行する。